（外国者届出書の提出等）

第六条の五　法第二十七条において準用する法第五条第六項の規定により外国者届出書を提出しようとする届出書提出外国者は、同項第一号に掲げる書類（第二号の四様式により作成したものに限る。）、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類（法第二十七条において準用する法第五条第七項に規定する補足書類をいう。第八条の三第二項第一号及び第九条において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

2　法第二十七条において準用する法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第二号様式のうち、次の各号に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一　「第二部　発行者情報」の「第1　募集（売出）債券の状況」

二　「第二部　発行者情報」の「第3　発行者の概況」の「3　発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合」の「(4)　業務の概況」及び「(5)　経理の状況」

三　「第二部　発行者情報」のうち、前二号に掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目

3　法第二十七条において準用する法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第二号様式による有価証券届出書に記載すべき事項（「第一部　証券情報」に記載すべき事項を除く。次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該書類に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4　法第二十七条において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　不記載事項（第二項に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二　発行者情報と当該事項に相当する外国者届出書の記載事項との対照表

第七条第一項各号列記以外の部分中「第五条第六項」を「第五条第十項」に、「掲げる書類」を「定める書類」に、「第七条第一項」に改め、同項第一号中「又は第二号の二様式により作成した有価証券届出書」を「若しくは第二号の二様式により作成した有価証券届出書又は外国者届出書　次に掲げる書類」に改め、同号イ中「有価証券」を「当該有価証券」に改め、同項第二号中「作成した有価証券届出書」を「作成した有価証券届出書　次に掲げる書類」に改め、同号イ中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二項中「掲げる」を「定める」に、「訳文」を「日本語による翻訳文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第六条の二第二項第二号に規定する者が第二号の二様式及び第二号の三様式により作成した有価証券届出書を提出する場合並びに外国者届出書を提出する場合であつて、前項各号に定める書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

第八条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第八条の二を第八条の四とし、第八条の次に次の二条を加える。

（外国者訂正届出書の提出要件）

第八条の二　法第二十七条において準用する法第七条第二項において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国者が訂正届出書に代えて外国において開示（同項に規定する外国において開示をいう。以下同じ。）が行われている当該訂正届出書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国者訂正届出書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国者訂正届出書の提出等）

第八条の三　第六条の五の規定は、届出書提出外国者が外国者届出書の外国者訂正届出書を提出する場合について準用する。

2　法第二十七条において準用する法第七条第二項において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

一　訂正の対象となる外国者届出書及びその補足書類の提出日

二　訂正の理由

三　訂正の箇所及びその内容

第九条中「並びに第二号の三様式第一部及び第二部に掲げる事項」を「、第二号の三様式第一部及び第二部に掲げる事項並びに外国者届出書及びその補足書類の記載事項のうち第二号様式第一部及び第二部に掲げる事項に相当する事項」に改める。

第十一条の二第一項中「第十五条第五項」の下に「及び第二十三条の十二第七項」を加える。

第十一条の四第三項、第十一条の十第二項及び第十一条の十一第二項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第十一条の十三の二第一項第二号中「（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）」を削る。

第十三条第七項、第十三条の二第六項及び第十四条第二項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第十四条の二第一項中「有価証券報告書等（同項に規定する有価証券報告書等をいう。以下この号において同じ。）に代えて外国において開示（同項に規定する外国において開示をいう。以下同じ。）が行われている有価証券報告書等に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条から第十四条の六までにおいて「外国者報告書」という。）」を「外国者報告書」に改め、同条第二項を削る。

第十四条の三第二項第二号ロを削り、ハをロとし、同条第三項中「有価証券報告書に記載すべき事項」の下に「（次項第二号において「発行者情報」という。）」を加え、「のうち、当該各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したもの」を「（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）」に改め、同条第四項第一号中「第二項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、外国者報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）」を「不記載事項（第二項各号に定める事項を除く。）」に改め、同項第二号中「第二項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項」を「発行者情報」に改める。

第十四条の四第七項中「訳文」を「日本語又は英語による翻訳文」に改める。

第十四条の六第一項中「第十四条の三第一項及び第四項（第三号に係る部分に限る。）」を「第十四条の三」に改める。

第十五条の三第三項中「半期報告書に記載すべき事項」の下に「（次項第二号において「発行者情報」という。）」を加え、「のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）」に改め、同条第四項第一号中「第五号様式による半期報告書に記載すべき事項のうち、外国者半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）」を「不記載事項（第二項に定める事項を除く。）」に改め、同項第二号中「第五号様式による半期報告書に記載すべき事項」を「発行者情報」に改める。

第十五条の五第一項中「第十五条の三第一項及び第四項（第三号に係る部分に限る。）」を「第十五条の三」に改める。

第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（外国者臨時報告書の提出）

第十六条の二　法第二十七条において準用する法第二十四条の五第十五項に規定する内閣府令で定める場合は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載されている場合その他報告書提出外国者が臨時報告書に代えて当該臨時報告書に記載すべき内容が英語で記載されたもの（次項において「外国者臨時報告書」という。）を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2　法第二十七条において準用する法第二十四条の五第十五項の規定により外国者臨時報告書を提出しようとする報告書提出外国者は、外国者臨時報告書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。